

EXPO レガシーひょうごスタンプラリー業務 公募型プロポーザル募集要項

1 プロポーザルの目的

万博で好評を博したリアルスタンプラリーの取組を継承し、フィールドパビリオン（以下、「FP」という。）をはじめ、県内各地にスタンプを設置することで、県内を巡りながらスタンプを集める楽しみを提供し、観光誘客や交流人口の拡大を図ることで、地域の魅力発信と活性化につなげることを目的とする。

2 募集概要

(1) 業務名

EXPO レガシーひょうごスタンプラリー業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託上限額

11,898,700円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) スケジュール

令和7年12月26日（金）	募集要項等の公表・配布
令和8年1月7日（水）	質問書提出期限
1月9日（金）	質問書に対する回答
1月15日（木）	参加申込書・企画提案書等の提出期限
1月下旬	審査委員会（書面審査）
1月下旬以降	契約締結、事業開始

3 応募資格

プロポーザルに応募することができる者は、単独企業又は本業務受託のために複数の企業で組織された共同企業体（JV）とする。

(1) 単独企業

ア 法人格を有し、業務を適切に遂行できる能力があること。

イ 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。

ウ 業務の実施にあたり、兵庫県との打ち合わせ等に適切に対応できること。

エ 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
- ② 必要書類（6(1)に掲げる書類をいう。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11

年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

- ④ 兵庫県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

(2) 共同企業体 (JV) による参加

ア 全ての構成員が、3 (1) ア～エに掲げる要件を満たしていること。

イ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体 (JV) の構成員を兼ねておらず、単独企業での参加もしていないこと。

4 募集要項等の配布

(1) 配布開始日

令和 7 年 12 月 26 日 (金)

(2) 配布方法

兵庫県ホームページからダウンロード
(URL 記載)

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」(様式 8) により提出すること。

(1) 受付期間

令和 7 年 12 月 26 日 (金) から令和 8 年 1 月 7 日 (水) 午後 5 時まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにて事務局に提出

E-mail : fieldpavilion@pref.hyogo.lg.jp

(3) 留意事項

件名に「EXPO レガシーひょうごスタンプラリー業務プロポーザルに関する質問」と記載すること。

(4) 質問に対する回答

令和 8 年 1 月 9 日 (金) に全ての質問者に同一の回答を配布するとともに、県のホームページに回答を掲載する。ただし、関係者等への確認を要する質問で、期限までに回答できない場合、その質問に関する回答のみ後日行う可能性がある。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

	書類名	様式	部数
ア	参加申込書	1	正本 1 部
イ	会社概要	2	正本 1 部
ウ	役員等に関する調書	3	正本 1 部
エ	参加資格を有していることを証明する書類		正本 1 部
	①法人登記簿謄本	—	
	②定款又は寄附行為	—	

	③納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの） ・兵庫県税務所が発行する県税に係る徴収金の滞納がないことを証明する納税証明書 ※兵庫県の課税実績がない場合は誓約書(様式第5号) ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の未納がないことを証明する納税証明書 ※共同企業体で参加の場合は全ての企業分提出すること ④財務諸表（直近1ヶ年のもの） ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書	—	
	以下は共同企業体で参加の場合のみ		
オ	共同企業体協定書 ※代表構成員に参加申込の権限を付与すること。	任意	写し1部
カ	共同企業体届出書	4	正本1部

(2) 留意事項

共同企業体（JV）として参加する場合、全ての構成員が（1）イ～エ①～④に掲げる書類を提出すること。

(3) 提出先

11に記載の事務局

(4) 提出方法

持参又は郵送による（郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る）。

※持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く各日の午前9時から午後5時まで。

(5) 提出期限

令和8年1月15日（木）午後5時（必着）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

7 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

	書類名	様式	部数
ア	企画提案申込書	6	正本1部 データ要
イ	企画提案書 A3版8枚以内（表紙を除く） 片面使用とすること	任意	正本1部 副本6部 データ要
ウ	本業務の実施体制 指揮系統が分かるように記載すること	任意	正本1部 副本6部 データ要
エ	同種・類似の展示運営に関する業務実績	7	正本1部

			副本 6 部 データ要
オ	業務実施工程表	任意	正本 1 部 副本 6 部 データ要
カ	本業務受託参考見積書	任意	正本 1 部 副本 6 部 データ要

(2) 企画提案書について

ア 内容

- ① 全体計画（実施体制及びスケジュール）
- ② 県内周遊のための企画案
- ③ スタンプの耐久性、インキ補充の容易さ、抗菌機能等の技術面に関すること
- ④ スタンプ帳の仕様及びデザイン案
- ⑤ スタンプの統一的なデザイン案（※）、各対象施設別デザインの作成手法等
- ⑥ 類似の業務実績（デジタルスタンプラリーは除く）

は必ず含むこととし、その他は任意とする。

※ すべてのスタンプにおいて、デザインの枠は統一のものとし、枠内を対象施設毎にデザインを想定しているため、今回はその統一となる枠のデザインの提案。（県内周遊企画を除く）

イ 留意事項

- ① 提出する案は、各法人 1 提案に限る。
- ② 使用する文字は、11 ポイント以上とすること。ただし、注釈はこの限りではない。
- ③ 提出期限後の必要書類の訂正、追加、再提出は認めない。
- ④ 必要書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- ⑤ 必要書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。
- ⑥ 必要書類は審査のためにのみ使用し、審査結果にかかわらず応募者に返却しない。
- ⑦ 提出書類（1）イ～カについて、副本には企業名及び企業ロゴを表記しないこと。
- ⑧ 提出書類（1）イ～カについて、ページ番号を記載すること。
- ⑨ 企画提案書の作成にあたっては、7（3）「企画提案にあたって参考とすべき資料」に記載の資料を踏まえて作成すること。
- ⑩ 企画提案書は全て片面印刷で作成すること。
- ⑪ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれを 1 セットずつ A4 ファイルに綴って提出すること。なお、A3 サイズは A4 サイズに折りたたむこと。

(3) 企画提案にあたって参考とすべき資料

ア 2025 年大阪・関西万博に向けた兵庫のアクションプラン Ver. 4

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk53/actionplan.html>)

イ 「ひょうごフィールドパビリオン」の展開

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk53/fieldpavilion-top.html>)

- (4) 提出先
11に記載の事務局
- (5) 提出方法
持参又は郵送による（郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る）。
※持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く各日の午前9時から午後5時まで。
- (6) 提出期限
令和8年1月15日（木）午後5時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

8 審査の方法

(1) 審査の方法

ア 審査委員会を設置し、8(2)の審査基準に基づき審査の上、業務を委託する契約候補者（及び次点候補者）の選定を書面審査にて行う。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を契約候補者とする。

なお、必要に応じて、応募者に対して提出書類の内容確認、追加書類の提出依頼、ヒアリング等を行うことがある。

イ プロポーザル参加事業者が1者の場合においても審査を実施するものとし、審査の結果、60%以上の得点（60点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者とする。

(2) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
A 企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨を十分に理解した上で、企画等の構成、アイデア等は優れた内容となっているか。 ・県内周遊につながる提案となっているか。 ・参加者がなつ印する楽しみ、喜びを感じるなどの魅力を高める提案であるか。 ・スタンプに関して、耐久性、インキ補充の容易さ、抗菌機能等の十分な技術力があるか。 ・スタンプ帳に関して、インクの滲まない工夫および優れたデザイン性があるか。 	40
B 業務実施体制 スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制は妥当であるか。 ・事業期間中に確実にやりきれるか。 	20
C 類似業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・業務について、類似の実績を豊富に有しているか。 	20
D 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に見合った適切な経費になっているか。 	10
E 全体評価	<ul style="list-style-type: none"> ・7(3)「企画提案にあたって参考とすべき資料」及び仕様書の内容と合致しており、事業に関する理解・知識が十分にあるか。 	10
合計		100

(3) 審査結果

審査後、速やかに全応募者に審査結果を通知するとともに、県のホームページで公表する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止等の措置を講じることとする。

ア 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

イ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

ウ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 業務の内容等

(1) 県は、契約の相手方と委託業務内容等について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と契約の相手方双方で確認の上、仕様書等を修正し、又は変更することがある。

(2) 契約の相手方は、9（1）の協議・調整を行った業務の内容を記載した業務計画書を県に提出すること。なお、業務の実施にあたっては、業務計画書、委託契約書及び仕様書に従うこと。

(3) 契約の相手方が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払いを停止し、又は契約の相手方に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

10 その他留意事項

(1) 提案を取り下げる場合は、辞退届（様式9）を提出すること。

(2) 契約候補者は、当該業務の実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

(3) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(4) 業務の全部又は一部を、他の法人等に再委託することは原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、県と協議し、県が承認した範囲の業務で第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

(5) 秘密の保持

ア 受注者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

イ 本業務の遂行に当たって収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底、電子データのパスワード設定等、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。

ウ 本業務の遂行に伴い取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(6) 契約候補者は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

11 事務局

兵庫県企画部万博推進局フィールドパビリオン推進課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目 10 番 1 号

電話 078-362-9010（直通）

電子メール：fieldpavilion@pref.hyogo.lg.jp